

美容医療の トラブル あれこれ

事例1 美容クリニックの無

料相談という広告を見て、目の下のクマ取りの相談に行った。そこでさらにシミやシワの除去と小顔の手術を勧められ、今日なら通常150万円を80万円にすると言われて契約した。解約したいが、違約金20万円を請求されている。

事例2 若返りたいと思っ

て、糸リフトやヒアルロン酸注入、まぶたの脂肪取りを一度に受けたが、顔面が引きつったまま戻らず、外出できなくなった。

年齢や性別を問わず、美容医療への関心が高まり、利用者も増えています。広告では「カウンセリング無料」など気軽さが強調されていますが、美容医療は医療行為で、エステとは異なります。その多くは自由診療で行われ、一部を除き、原則ク

リング・オフはできません。

そのため、事例1のように、いったん契約すると簡単には解約できず、高額な違約金を請求されることがあります。中には熟慮する時間もなく、カウンセリングの当日に手術が完了してしまうケースもあります。

事例2は、期待通りの結果が得られなかったケースです。再手術や返金などの交渉は、病院との話し合いが必要です。「簡単」「すぐ終わる」と言われても医療行為である以上、腫れや痛み、感染症や後遺症のリスクもあります。手術後に悔やんでも元には戻りません。

美容医療は正しく利用すれば、自信を高める手段にもなります。トラブルを避けるためには、どれだけ値引きされてもカウンセリングの説明だけで契約せず、必ず手術する医師から直接、手術内容やリスクの説明を聞きましょう。また、医師やクリニックによって、経験や技術にも差があります。病院を慎重に選び、事前にリスクをよく理解して冷静に判断しましょう。

消費生活センター

TEL 6319・1000
FAX 6319・1500